

ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針

もくじ 目次

- 1 かいてい けいい しゅし
I 改定の経緯・趣旨
- 2 かいてい そうごうししん いち
II 改定総合指針の位置づけ
- 3 しきおよ うんよう
III 始期及び運用
- 4 ひょうごけん しゃかい すがた
IV 兵庫県のめざすユニバーサル社会の姿
 - 1 めざすべき社会像
 - 2 5つの基本理念
- 5 けんしやすく きほんてきほうこう
V 県施策の基本的方 向
 - 1 「ひと」
 - 2 「参加」
 - 3 「情報」
 - 4 「まち」
 - 5 「もの」

1 かいてい けいい しゅし I 改定の経緯・趣旨

○ 兵庫県では、ユニバーサル社会づくりを進めようとするすべての人があきらかにするため、2005年に「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」(以降、「総合指針」)を策定し、だれもが主体的に生き、支える社会の構築をめざし

てきた。

- 2018年には、年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いにかかわりなく、全ての人が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができるユニバーサル社会実現のための基本理念等を定めた「ユニバーサル社会づくり新しいしんかじょうれいきほんりねんとうさだしゃかいじつけん」と、障害者等が自ら情報を取り扱う選択し、自らの意思で行動のできるよう、生活に必要な情報の入手や利用、意思疎通の多様な手段の確保に関する取組を促進するため、議員提案による「障害者等による情報の取得及び利用ならいしそつうしゅだんかくほかんじょうれいきほんりねんじつけん」(ひょうご・スマイルじょうれいせいていがつしこうがつじょうれい)を制定(2月)・施行(4月)した。

- これらの条例の基本理念実現のために、同年10月に総合指針を改正し、「ひと」「参加」「情報」「まち」「もの」の5つの柱のもと、ユニバーサル社会づくりの推進に向けた取組の方向性等を定め、県民、事業者、団体及び行政の参画と協働により、各種施策に取り組んできた。

- 前回の総合指針の改定から6年が経過し、SDGsへの取り組みの進展やデジタル化の加速、働き方の多様化、マイナリティにかかるにんしきへんかえすえぬえすじょうひぼうちゅうしようあらじんけんに関する認識の変化、SNS上の誹謗中傷など新たな人権もんだいこひんこんせいどはざまかだいけんざいかどうしゃかい問題、子どもの貧困、制度の狭間の課題の顕在化等、社会

じょうせい へんか ふ じゅうぜん はしら あら けんしさく
情 勢 の変化を踏まえ、従 前 の5つの 柱 のもと、新たに 県 施策の
きほんてき きほんこう さだ
基 本 的 方 向 を定 めることとした。

2 かいていそうごうしじん いち II 改 定 総 合 指針の位置づけ

しゃかい すいしん かん じょうれい だい じょう もと
○ 「ユニバーサル社会づくりの 推 進 に関する 条 例」第 1 2 条に基づき、
きほんりねん (ひと・参加・情 報・まち・もの)に基づく施策を 総 合 的 に実施
するための指針

- りねんじょうれい どうじょうれい じつげん む けんしさく きほんてき
・ 理念 条 例 である 同 条 例 の実 現 に向けた 県 施策の 基 本 的 な
ほうこうせい しめ
方 向 性 を示す
- どうじょうれい じつじょうれい ふくし じょうれい
・ 同 条 例 の実施 条 例 として、「福祉のまちづくり 条 例 ※1」
しようがいしゃとう じょうほう しゆとくおよ りようなら いしそつう しゆだん
「障 害 者 等 による 情 報 の取 得 及び 利用 並びに 意思疎通 の手 段
かくほ かん じょうれい じょうれい こうれいしゃ
の確保に関する 条 例 (ひょうご・スマイル 条 例)※2」「高 齢 者 、
しようがいしゃとう えんかつ りよこう かんきょう せいび かん
障 害 者 等 が円 滑 に旅 行 するこ とがで きる 環 境 の整 備 に關する
じょうれい すいしんじょうれい せいてい
条 例 (ユニバーサルツーリズム 推 進 条 例)※3」をそれぞれ 制 定

※1 こうれいしゃ しようがいしゃ ふく けんみん せいかつ
高 齢 者 や障 害 者 を含むすべての 県 民 がいきいきと 生 活
ふくし すいしん ねん がつ ぜんこく
できる 福祉 のまちづくり を推 進 するため、1992年10月 に全 国 に
さきが せいてい
先駆けて 制 定

※2 しようがいしゃとう せいかつ ひつよう じょうほう しゆとく りよう いし
障 害 者 等 の生 活 に必 要 な 情 報 の取 得 や 利用 、 意思
そつう たよう しゆだん かくほ かん とりくみ そくしん けんみんだれ
疎通 の多 様 な 手 段 の確保 に關する 取 組 を促 進 し、 県 民 誰 も
が 安 心 して暮 らし 、 自己 決 定 による 能 効 的 な 社 会 参 画 がで き

かんきょう ととの しやかい すいしん
る 環 境 を 整 え、ユニバーサル社会づくりを 推 進 するため、2018

ねん がつ せいてい
年 4月に 制 定

※3 こうれいしや しようがいしや にゅうようじ どうはん ひと いどう
高 齡 者、障 害 者、乳 幼 児 を 同 伴 する 人 など 移動 や
しゆくはく こんなん ともな ひと い りよこう かんきょう
宿 泊 に 困 難 を 伴 う 人 が、行 きたい と こ ろ に 旅 行 で き る 環 境
せいび ねん がつ とつか
を 整 備 す る た め、2023 年 4月に、ユニバーサルツーリズムに 特 化 す た
じょうれい ぜんこく はじ せいてい
条 例 と し て 全 国 で 初 め て 制 定

- 「障 害 者 等 による 情 報 の 取 得 及 び 利 用 並 び に 意 思 疎 通 の 手 段
かくほ かん じょうれい だい じょうだい こう さだ じっしけいかく
の 確 保 に 関 す る 条 例」第 7 条 第 1 項 に 定 め る 実 施 計 画
- 県 政 の 基 本 指 針 で あ る 「ひ ゆ う ご ビ ジ ョ ン 2050」が め ざ す 「み ん な が
い 生 活 し や す い 地 域」を は じ め 「安 心 し て 子 育 て で き る 社 会」「安 心 し て 長
い 生 活 し や す い 社 会」な ど を 実 現 す る た め の ユニバーサル社会づくりの 推 進
ぶんや けんし さく きほん てき ほうこう せい しめ ししん
分 野 で の 県 施 策 の 基 本 的 な 方 向 性 を 示 し た 指 針

3 し き お よ う う ん よ う III 始 期 及 び 運 用

- 始 期 2025 年 4 月 か ら と し、社 会 情 勢 や ユニバーサル社会づくりの
と り くみ ジ ょ う き よ う ふ ひ つ よ う お う み な お じ つ
取 組 状 況 を 踏 ま え な が ら、必 要 に 応 じ て 見 直 し を 実 施 す る。
- 県 は、ユ ニ バ サ ル 社 会 づ く り の 実 現 に 向 て、総 合 指 針 に 沿 つ て、
まいねん ど じ つ し さく
毎 年 度、実 施 施 策 を と り ま と め ると とも に、そ の 実 施 状 況 を 公 表 す
る。

4 ひょうごけん IV 兵庫県のめざすユニバーサル社会の姿

しゃかいぞう 1 めざすべき社会像

すべての県民がユニバーサル社会の当事者として互いを尊重し、支え合い、持てる力を發揮し、自分らしく楽しく活動し、自己実現することができる、かんよう、しゃかいな社会

きほんりねん 2 5つの基本理念

ひと じんかく こせい そんちょう ささあ しゃかい 人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会

年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位などの違いにかかわりなく、だれもが社会の一員として、じんかく、こせい、そんちょう、りかい、ささあ、すすんで、人格と個性を尊重し、理解し、支え合うひとづくりを進める。

さんか 参加 すべてのひとのうりよくはつきたよう しゃかいさんか さんかく 全ての人がその能力を發揮して、多様な社会参加・参画

しゃかい ができる社会

だれもが自らの能力を発揮して働くことや、地域社会の一員として様々な活動に参加・参画することができるよう、しうへきと、のぞたようせんたく、よういしゃかい、障壁を取り除き、多様な選択が用意された社会をめざす。

じょうほう 情報 せいかつ ひつよう じょうほう えんかつ てきせつ 情報 生活に必要なあらゆる情報を円滑かつ適切に取得し、利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段をめざす。

じょうれい ひょうご・スマイル じょうほうでんたつしゅだん もとさまざまじょうほうでんたつしゅだん 條例に基づき、様々な情報伝達手段を

組み合わすことにより、だれもがどのような時でも理解しやすい情報を
容易に入手でき、利用し、意思疎通を図ることができるようとする。
特に災害時にだれも取り残されることのないよう、必要な情報が
届く体制を整備する。また、情報通信技術を安全・安心に
利用できる社会をめざす。

ふくし すいしん あんぜん あんしん く かくほ
まち 福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保され

しゃかい
る社会

だれもが、地域で安心して住まうことができる社会をめざす。また、福祉のまちづくり条例やユニバーサルツーリズム推進条例の理念を踏まえ、自宅から街なかへはもちろん、行きたいところに自由にかつ安全・快適に移動し、活動できる生活空間の整備を進める。

もの すべ ひと りよう しつ たか せいひんおよ
全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが

ふきゅう しゃかい 普 及 する 社 会

せいかつ ひつよう かんてん
生 活 に 必 要 な モノ や サービス を、ユニバーサル デザイン の 観 点 から、
りょう まんぞく り くふう
だれもが 利用しやすく、満 足 の できるもの と する。また、理 に かなつた 工 夫
つかさ ごうりてき はいりよとう しうがい ひと かつどう
の 積み重ね (合 理 的 配 慮 等) により、障 害 の ある 人 など の 活 動 を
せいげん しうへき とのぞ ていきよう
制 限 し て いる 障 壁 を 取り除いた サービス の 提 供 を め ざす。

5 県施策の基本的方 向

1 「ひと」

- (1) しょうがい こんなん かか ひと たよう ひと
障害など困難を抱える人や多様なバックグラウンドのある人と
しゅたいてき かか つう ひと おも ゆた こころ じょうせい
主体的な関わりなどを通じた、人を思いやる豊かな心の醸成、ユ
ニバーサル社会づくりの基本理念への理解を深める機会の提供
- (2) こんなん かか こ じりつ しゃかいさんか さんかく きばん
困難を抱える子どもが自立して社会参加・参画するための基盤と
い ちから はぐく こ いけん そんちょう きょういく じつし
なる生きる力を育むための子どもの意見を尊重した教育の実施
- (3) ユニバーサル社会づくりを地域や職場で率先して行う人材や
せんもんてきちけん ゆう じんざい かくほ
専門的知見を有する人材の確保

2 「参加」

- (1) すべての人がそれぞれの状況や能力に応じて、ICTの
かつよう たよう しょくしゅおよ はたら かた せんたく
活用やマッチングなどにより、多様な職種及び働き方を選択する
ことができる環境の整備
- (2) ちいき みまも あんしん しゅっさん こそだ
地域に見守られながらだれもが安心して出産し子育てができる
たいせい せいび
体制の整備
- (3) ふくごうてき よういんまた せいど はざま こんなん かか ひと
複合的な要因又は制度の狭間で困難を抱える人などが
ちよくめん しょうへき じょきよ しえんたいせい せいび
直面する障壁を除去するための支援体制の整備
- (4) とくべつ しえん ひつよう こ かてい しえんたいせい せいび
特別な支援が必要な子どもや家庭への支援体制の整備
- (5) ちいきかつどう ぶんかげいじゅつ かつどう
地域活動や文化芸術、スポーツ活動、ユニバーサルツーリズムな

つう こう りゅう しゃかいさんか さんかく そくしん
どを通じた交 流と社会参加・参画の促進

じょうほう 3 「情 報」

- (1) 手話、点字、音声自動翻訳機等の多様な方法により、全ての人がどのような時でもあらゆる情報を円滑に取得及び利用することができる措置の実施
- (2) 手話通訳、点訳等を行う人材の養成及び県民が手話等を学習する機会の確保
- (3) 災害時の支援が特に必要な者に対し、その安全を確保するために必要な情報をいつでも迅速かつ的確に伝達する体制の整備
- (4) 情報通信技術を活用した情報の発信及び情報通信技術の進展による利便性を全ての人が安全・安心に享受受することができる環境の整備
- (5) インターネット等でのマイナリティの方を含む他者への人権侵害の抑止や情報リテラシーの向上など誰もが加害者にもならないための取組の実施

4 「まち」

- (1) 住宅確保要配慮者への住まう権利の保障に向けての取組の実施

(2) 心身の機能の低下などによる状況の変化に対応した住宅

の整備

(3) 安心して、公共交通施設等を利用し、通勤や通学、通所、

買い物、旅行等を含むあらゆる生活の場面において公共交通

機関等により円滑に移動するためのハードソフト両面での整備

促進

(4) 地域住民、利用者等の意見を尊重した公共交通施設等の

整備及び運営が行われる体制の整備

(5) 自治会や民生委員、非営利法人、ボランティア団体等多様な

主体による市民活動や、医療及び介護等地域に安心をもたらす

しゃかい ていきょうそくしん
社会サービスの提供促進

5 「もの」

(1) 全ての人にとって利用しやすいよう設計された日用品その他の

製品の研究開発と普及

(2) 先端的な技術を活用した医療・福祉サービスの提供のため

の研究開発と普及

(3) 全ての人にとって利用しやすいよう配慮されたサービスの提供並び

に障害のある人などへの理にかなった工夫の積み重ね(合理的配慮)

とう こうじょうそくしん
等によるサービス向上の促進